

目黒川安全航行啓発イベントの実施について

桜の時期の目黒川において、引き波や騒音を立てながら航行するなどマナーを守らない船舶への対策として、昨年に引き続き「目黒川安全航行啓発イベント」を以下のとおり実施する。

1. 実施日時

- ・ 平成31年3月30日(土)、3月31日(日)

2. 実施主体

- ・ 目黒川航行マナー向上委員会（事務局:品川区、協力:警視庁、海上保安庁）

3. 実施内容

- ・ 区内の目黒川全域を区が河川占用し、船舶の航行を制限
- ・ イベント参加者は、事前に事務局に申請し、航行マナー(別紙1)を確認のうえ、イベント当日は専用旗やステッカーを船舶に掲示し航行
- ・ 目黒川に架かる橋等に、航行マナーを啓発する横断幕や危険箇所を表すサインを設置
- ・ 河口部では警戒船等により、未申請の船舶への航行マナーの啓発を実施

4. 周知方法

区ホームページに案内を掲載するとともに、舟運関係事業者団体等へチラシ(別紙2)を送付する。

< 昨年の啓発活動状況 (目黒川河口付近) >



マナー向上委員会による啓発



警視庁による啓発

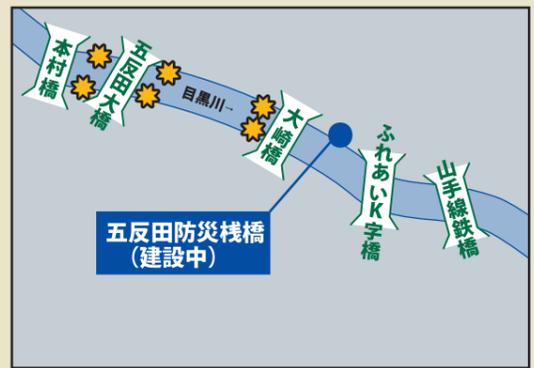
< 専用旗 >



危険箇所を把握しましょう

護岸・河床に注意！

護岸へ近づいたり、船尾を振り出す際にプロペラを接触させないように注意しましょう。水位が高いときほど注意が必要です。護岸工事の際の矢板(波型の鉄の板、シートパイル)に乗り上げたり、プロペラを接触させたりしないよう注意しましょう。



五反田大橋上流左岸等 矢板の残置・護岸の状況
左図の★が付いている場所は、特に注意が必要です。
写真の五反田大橋上流左岸のように、矢板の残置など、水位が高いときには見えない障害物には注意しましょう。



目黒太鼓橋上流 河床の急なせり上がり
太鼓橋の上流から急に川底がせりあがります。動力船は太鼓橋手前で折り返すようにしましょう。
喫水の浅い船はさらに上流まで進むものもありますが、絶対についていけないようにしましょう。



亀の甲橋上流の直線 右岸の瓦礫暗礁
目黒川中央よりやや右岸側(岸より2mほど)に、全長約15mにわたって瓦礫暗礁があります。
雅叙園側(左岸側)を航行するようにしましょう。

橋高 | 頭上注意！

潮の満ち引きによりくぐれなくなる橋や、工事のために桁下高が低くなっている橋があります。潮の満ち引きの時間帯と実際の目視により、しっかり確認してから航行しましょう。



行き会いに注意！

狭い水路での追い越しは極力控えましょう。追い越される船の同意・協力(減速・一時停止)が得られた場合は、引き波に充分注意しながら速やかに追い越しましょう。



目黒川航行マナー

みんなが気持ちよく利用するために

より多くの人が目黒川を安全かつ快適に利用できるように「目黒川航行マナー」を作成しました。河川を利用するみなさんが、他の利用者や周辺環境に配慮し、自らの責任を自覚して、マナーを守って航行しましょう。

目黒川3つの基本マナー

！徐航 ひき波を立てないように徐航しましょう。
川幅の狭い目黒川はひき波が長く続きます。ひき波によって他船へ影響や危険を及ぼさないよう、十分徐航しましょう。

！危険箇所 危険箇所を把握し、注意を払いましょう。
橋の桁下高や干満時間、障害物や浅瀬など護岸や河床の状況を事前に把握し、十分に注意して航行しましょう。

！安全第一 最大の注意を払い、安全に航行しましょう。
船長は安全な航行に際しての最高責任者です。乗船者の安全を第一に、マナーを守って操船しましょう。

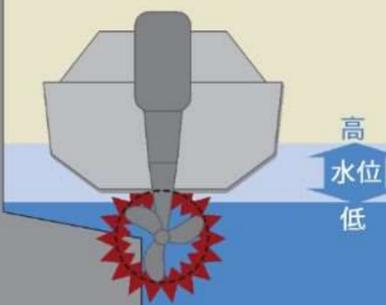
目黒川航行マナー

～みんなが気持ちよく利用するために～



- 引き波を立てないように徐航しましょう。特に次のような場所には注意しましょう。
 - ・ 棧橋で人が乗下船している場所およびその周辺
 - ・ 係留船や河川内作業中の水域の周辺
 - ・ 親水広場等の前面水域
- 「五反田防災棧橋 (建設中)」付近、「五反田ふれあい水辺広場」付近、「東海橋 防災船着場」付近では、特に注意して最徐航しましょう。
- 他船とすれ違う場合は、護岸や河床の状況や危険箇所等にも十分注意して最徐航しましょう。
- 非動力船を確認した場合は、危険が生じない速度までさらに減速しましょう。
- 通過する橋の桁下高さや危険箇所等は、事前に確認しておきましょう。
- 行き会いや追い越しの際、水面下の護岸や河床の状況に注意しましょう。
- 騒音となるエンジン音等を極力抑えましょう。
- 河川内でむやみに停泊しないようにしましょう。

護岸接触注意!



高水位
低水位

桁下高に注意

橋梁名に付された数値は、A.P.表示(Arakawa Peilの略。東京湾霊岸島量水標零位を基準とする基本水準面)です。潮汐と照らし、通航の際には十分に注意しましょう。

- 桁下高 4.3m 未満の橋梁
- 桁下高 4.3m 以上の橋梁

目黒川安全航行啓発イベント

を実施します

航行マナーを遵守してください



実施日：平成31年3月30日(土)、3月31日(日)

実施時間：午前10時から午後4時まで

実施区間：目黒川全域(品川区内)
※昭和橋上流から品川区境まで

実施主体：目黒川航行マナー向上委員会
(事務局：品川区)

航行制限対象：事前申請のない全ての船舶等



事前申請のない全ての船舶等の目黒川の航行を制限します。

申請方法

◎ イベント期間中に目黒川を航行する場合には、事前申請をお願いしています ◎

水上オートバイ以外の 動力船／非動力船

- 申請書を平成31年3月22日までに、下記に提出して下さい(持参または郵送)。
- 申請者には旗(動力船)、ステッカー(非動力船)を発行し、航行の際に掲示して頂きます。
- ※ なお、関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

水上オートバイ

- 動力船／非動力船と同様に、申請書を平成31年3月22日までに下記に提出して下さい(持参または郵送)。
 - 申請者にはステッカーを発行し、航行の際に掲示して頂きます。
 - ※ なお、TPSP(東京湾・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。
- TPSP 事務局：電話 03-5661-7201、<http://www.tpsp.jp>
 関東小型船安全協会：電話 045-201-7754、<http://www.shoankyo.or.jp>

申請書提出先

品川区 防災まちづくり部 河川下水道課 水辺の係 (担当：矢作)

住所：〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5階 電話：03-5742-6794

※ 申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のホームページ(下記)からもダウンロード可能です。
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp>